

## 大阪市告示第959号

大阪市港湾施設条例（昭和39年大阪市条例第76号。以下「条例」という。）第21条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

令和8年7月10日

大阪市長 横山英幸

### 1 担当課

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号（ATCビルITM棟10階）

大阪港湾局計画整備部振興課

電話 06-6615-7796

### 2 施設の名称及び所在地

(1) 名称 南港重量物ふ頭港湾労働者休憩所

所在地 大阪市住之江区南港北3丁目3番3号

(2) 名称 北港白津ふ頭港湾労働者休憩所

所在地 大阪市此花区北港白津1丁目12番60号

### 3 管理の基準

(1) 供用日

1月1日から12月31日まで

(2) 供用時間

午前0時から午後12時まで

(3) 供用日及び供用時間の変更

設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、施設の全部又は一部の供用を休止することができる。

### 4 業務の範囲

(1) 施設全般の管理運営に関する業務

(2) 施設の運営に関する業務

(3) 自動販売機の設置

- (4) 施設を活用した自主事業の実施
- (5) 建物及び附属設備の維持保全業務
- (6) その他施設の管理運営に関する業務

5 指定を行おうとする期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和14年 3 月31日まで（5 年間）

6 申請資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。個人での申請はできない。

(1) 法人等に関する要件

- ア 条例第23条各号の規定に該当していないこと
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと
- ウ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと
- エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- オ 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと
- カ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く）
- キ 指定申請の日の属する事業年度の前 3 事業年度における、法人税、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと

(2) 連合体に関する資格

- ア 連合体は 2 以上の法人等で自主結成すること

イ 連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等（以下「代表法人等」という）を選定し、代表法人等が諸手続きを行うこと。この場合において、他の法人等は、当該連合体の構成団体として扱うこと。

ウ 連合体の構成団体（代表法人等を含む）間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること。また、代表法人等については、業務遂行にあたり大阪市との調整窓口として責任を持つこと

エ 申請書類提出後、代表法人等及び構成団体の変更は原則として認めない。

(3) 連合体の構成団体（代表法人等を含む）に関する要件

ア 上記(1)の要件を満たすこと

イ 本件募集に関して各構成団体は2以上の連合体の構成団体となることができない。また、連合体の構成団体になっている場合は、単独での申請はできない。

7 手続等

指定管理者指定申請書を提出したものの中から、条例第24条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定し、市会の議決があった後、指定管理者として指定する。

(1) 募集要項の配布場所

上記1に同じ

(2) 募集要項の配布方法

令和8年7月10日(金)から9月10日(木)まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、上記1において無償により配付する。

また、大阪港湾局ホームページよりダウンロードすることができる。

(3) 指定管理者指定申請書等の提出方法及び受付期間

ア 提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書等を持参

により提出すること（送付、ファックス、電子メールでの受付は行わない。）

イ 指定管理者指定申請書の提出場所

上記 1 に同じ

ウ 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書
- ② 連合体結成にかかる協定書又はこれに相当する書類（連合体での申請時のみ提出すること）
- ③ 指定管理者指定申請に関する誓約書
- ④ 法人等の概要
- ⑤ 役員名簿
- ⑥ 役員の履歴書
- ⑦ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ⑧ 法人の登記事項証明書
- ⑨ 貸借対照表、損益計算書、個別注記表及び監査報告書の写し
- ⑩ 事業報告書（法人以外の団体にあってはこれに相当する書類を提出すること）
- ⑪ 法人等の事業計画書及び法人等の収支予算書
- ⑫ 施設の管理運営に関する事業計画書
- ⑬ 施設の管理運営に関する収支計画書、収支計画明細
- ⑭ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑮ 大阪市の法人市民税の納税証明書
- ⑯ 応募資格等を有していることが確認できる書類の写し
- ⑰ 障がい者雇用状況報告書の写し
- ⑱ 障がい者雇入れ計画書

※連合体で申請する場合、提出書類①から⑱の書類については、それぞれの法人等に関するものを提出すること

エ 受付期間

令和 8 年 7 月 10 日 (金) から令和 8 年 9 月 10 日 (木) まで (土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。) の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

8 申請するものに要求される事項

指定管理者の指定申請に関し、担当より必要な資料の提出を求められた場合には、これに応じること

9 申請の無効

条例第 23 条各号のいずれかに該当する法人等のした指定申請は、無効とする。

10 その他

(1) 指定手続において使用する言語 日本語

(2) 詳細は募集要項による。

(大阪港湾局計画整備部振興課)